

平成21年7月1日

神奈中観光株式会社

## 平成21年度 運輸安全マネジメントに対する取り組みについて

### 安全宣言

私達は「輸送の安全の確保が事業経営の根幹である」と深く認識し、安全対策や安全輸送の確保に最善を尽くしてまいります。

神奈中グループは、各部署とも安全に対する問題意識を常に抱きながら業務を遂行し、お客様の「かけがえのない時間」と「ゆたかなくらし」の実現に貢献します。

### 《安全方針》

- |  |
|--|
| <ol style="list-style-type: none"><li>1. 「輸送の安全の確保は我々の誇り、事業経営の根幹である。」</li><li>2. 「法令、規則を守り、職務を遂行する。」</li><li>3. 「全従業員一人ひとりが役割と責任を果たし、安全を追及する。」</li></ol> <p style="text-align: right;">神奈中観光株式会社 代表取締役 實方 一元</p> |
|--|

#### 1. 輸送の安全に関する基本的な方針

- (1) 代表取締役および常勤取締役は、輸送の安全の確保が当社の事業経営の根幹であることを深く認識し、社内において輸送の安全の確保に主導的な役割を果たします。
- (2) 代表取締役および常勤取締役は、現場における安全に関する声に真摯に耳を傾けるなど現場の状況を十分に踏まえつつ、全従業員に対し輸送の安全確保が最も重要であるという認識を徹底させます。
- (3) 当社は、輸送の安全に関する計画の策定、実行、チェック、改善を確実に実施し、安全対策を不断に見直し、全従業員が一丸となって業務を遂行することにより、絶えず輸送の安全性の向上に努めます。また、輸送の安全に関する情報については、積極的に公表いたします。

#### 2. 輸送の安全に関する目標

### 安全方針に基づく「目標」

- |  |
|--|
| <ol style="list-style-type: none"><li>1. 「有責重大事故 ゼロ。」</li><li>2. 「飲酒運転の防止。」</li><li>3. 「車内人身事故の防止。」（シートベルト着用案内の徹底）</li></ol> |
|--|

(1)

### 3. 輸送の安全に関する計画

#### (1) 教育計画

- ① 所長、運行管理者、補助者、乗務員に対して年間教育計画に基づき22項目に分けた教育を実施します。
- ② 始業点呼時において、対面点呼にて「安全方針」の呼称を実施します。また、「点呼立会い指導」を代表取締役をはじめ、役員、本社役職者により実施し、指導教育を行います。
- ③ ヒヤリ・ハット報告制度を導入し、これにより事例の収集、分析を行い「ヒヤリ・ハット体験に基づく危険箇所教育」に反映させ、事故防止に活用します。また、緊急性のある事例については即時掲示し、点呼にて周知徹底いたします。特に注意喚起すべき事例については、月次教育に組み込み教育徹底いたします。
- ④ 乗務員に対し、高齢者疑似体験教育とリフト付車両の操作教育を実施し、高齢者や障害者などのお客様に対して優しい環境づくりを目指してまいります。
- ⑤ 日々の点呼時、及び月次教育や新人教育において反復して飲酒に対する教育を実施します。また、乗務員に対する飲酒状況の確認と健康診断結果を踏まえた個別教育を実施するとともに、点呼時、厳格にアルコール検査を実施いたします。
- ⑥ 本社部門の社員に対しても運輸安全マネジメントに対する教育を行い、朝礼において「安全方針」の呼称を実施いたします。

#### (2) 安全に関するチェック・業務の改善

- ① 安全管理の実施状況等については、少なくとも1年に1回以上、輸送の安全に関するチェックを行います。また、重大な事故、災害等が発生した場合には、緊急にチェックを行います。
- ② 前項のチェック結果等を踏まえ、輸送の安全の確保のために必要な方策を検討し、是正措置、または、予防措置を講じます。
- ③ 悪質な法令違反等により重大事故を起こした場合においては、安全対策全般、または、必要な事項において現在よりも更に高度の安全確保のための対策を講じます。

#### (3) 安全運動

春の全国交通安全運動（4月上旬）

ゴールデンウィークにおける事故防止運動（4月下旬～5月上旬）

ディーゼルクリーンキャンペーン（6月・10月）

夏の交通事故防止運動（7月中旬）

秋の全国交通安全運動（9月下旬）  
エコドライブ推進運動（11月）  
年末年始自動車輸送安全総点検（12月中旬～1月上旬）

上記安全運動を中心に輸送の安全性向上に努めてまいります。

#### (4) 各委員会の開催

##### ① 事故防止対策委員会

年3回、代表取締役、安全管理担当取締役を中心に所長、運行管理者および、運転士代表等にて、運転事故に関する調査研究を行い、事故防止に関する対策を協議することを目的に実施いたします。

##### ② 飲酒運転防止対策委員会

年3回、代表取締役、安全管理担当取締役を中心に所長、運行管理者および、運転士代表等にて、飲酒運転防止に関する研究を行い、飲酒運転防止に関する対策を協議するとともに、「乗務員相互で飲酒に対し戒める意識」の向上を図ることを目的に実施いたします。

#### 4. 輸送の安全に関する組織体制および指揮命令系統

組織図 別紙1

緊急連絡図 別紙2

#### 5. 最高責任者および安全管理担当取締役

代表取締役 實方 一元

#### 6. 安全管理規定

神奈中観光株式会社安全管理規定 別紙3

## 平成20年度 運輸安全マネジメントに対する取り組みの結果について

## 1. 月次教育の実施

第1 四半期	4月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 運転士が遵守すべき基本的事項について</li> <li>・ 事件事例研究</li> <li>・ ゴールデンウィークにおける事故防止について</li> <li>・ テロ防止対策について</li> <li>・ ガイド教育</li> </ul>
	5月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 運転士が遵守すべき基本的事項について</li> <li>・ 事件事例研究</li> <li>・ 健康管理について</li> <li>・ 環境保全について</li> <li>・ シートベルト着用案内の徹底について</li> <li>・ ガイド教育</li> </ul>
	6月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 運転士が遵守すべき基本的事項について</li> <li>・ 事件事例研究</li> <li>・ 事業用自動車を運転する場合の心構えについて</li> <li>・ 全国安全週間について</li> <li>・ 梅雨期における事故防止について</li> <li>・ 夏の交通事故防止運動について</li> <li>・ ガイド教育</li> </ul>
第2 四半期	7月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 運転士が遵守すべき基本的事項について</li> <li>・ 事件事例研究</li> <li>・ 健康管理について</li> <li>・ 台風等異常気象時における事故防止</li> <li>・ 環境保全について</li> <li>・ 夏季の安全総点検について</li> <li>・ ガイド教育</li> </ul>
	8月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 運転士が遵守すべき基本的事項について</li> <li>・ 事件事例研究</li> <li>・ 「シートベルト着用案内」パンフレットの活用について</li> <li>・ 事業を取り巻く社会情勢について</li> <li>・ 大規模地震等における対応、運転操作について</li> <li>・ ガイド教育</li> </ul>
	9月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 運転士が遵守すべき基本的事項について</li> <li>・ 事件事例研究</li> <li>・ 事業用自動車を運転する場合の心構えについて</li> <li>・ 環境保全について</li> <li>・ 全国労働衛生週間について</li> <li>・ 秋の全国交通安全運動について</li> <li>・ ガイド教育</li> </ul>

第3 四半期	10月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 運転士が遵守すべき基本的事項について</li> <li>・ 事故事例研究</li> <li>・ 健康管理について</li> <li>・ 環境保全について</li> <li>・ 秋の火災予防運動について</li> <li>・ ガイド教育</li> </ul>
	11月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 運転士が遵守すべき基本的事項について</li> <li>・ 事故事例研究</li> <li>・ 事業用自動車を運転する場合の心構えについて</li> <li>・ 事業を取り巻く社会情勢について</li> <li>・ 年末年始自動車輸送安全総点検について</li> <li>・ 旅客接遇総点検について</li> <li>・ ガイド教育</li> </ul>
	12月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 運転士が遵守すべき基本的事項について</li> <li>・ 事故事例研究</li> <li>・ 健康管理について</li> <li>・ 降雪等異常気象時における事故防止について</li> <li>・ ガイド教育</li> </ul>
第4 四半期	1月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 運転士が遵守すべき基本的事項について</li> <li>・ 事故事例研究</li> <li>・ 事業用自動車を運転する場合の心構えについて</li> <li>・ 事業を取り巻く社会情勢について</li> <li>・ 降雪等異常気象時における事故防止について</li> <li>・ ガイド教育</li> </ul>
	2月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 運転士が遵守すべき基本的事項について</li> <li>・ 事故事例研究</li> <li>・ 健康管理について</li> <li>・ 環境保全について</li> <li>・ ガイド教育</li> </ul>
	3月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 運転士が遵守すべき基本的事項について</li> <li>・ 事故事例研究</li> <li>・ 事業用自動車を運転する場合の心構えについて</li> <li>・ 春の全国交通安全運動について</li> <li>・ 春の火災予防運動について</li> <li>・ 事業を取り巻く社会情勢について</li> <li>・ 健康管理について</li> <li>・ ガイド教育</li> </ul>

## 2. 体験による教育の実施

- ① 平成21年1月6日（火）～1月7日（水）の2日間にわたり、新人運転士を対象に長野方面へ冬山運行実地研修を実施した。
- ② 平成21年3月2日（月）・9日（月）・16日（月）・23日（月）・30日（月）に神奈川営業所内において、平塚消防署救急隊の指導の下、両営業所所属従業員に対し救急救命（心肺蘇生法・AEDの使用方法）の講習を実施した。

## 3. 事故防止対策委員会及び飲酒運転防止対策委員会の実施

- ① 平成20年6月12日（木）に神奈川中央交通、伊勢原研修センターにおいて、平成19年7月～平成20年3月の間に発生した15件の事故の審議および、再発防止策について事故防止対策委員会を実施し、引き続き飲酒運転防止対策委員会を実施した。
- ② 平成20年8月13日（水）に神奈中観光、本社会議室において、平成20年4月～平成20年5月の間に発生した3件の事故の審議および、再発防止策について事故防止対策委員会を実施し、引き続き飲酒運転防止対策委員会を実施した。
- ③ 平成20年12月26日（金）に神奈中観光、本社会議室において、平成20年8月～平成20年10月の間に発生した6件の事故の審議および、再発防止策について事故防止対策委員会を実施し、引き続き飲酒運転防止対策委員会を実施した。

## 4. 安全運動の実施

春の全国交通安全運動（平成20年4月6日（日）～平成20年4月15日（火））  
ゴールデンウィークにおける事故防止  
（平成20年4月29日（火）～平成20年5月6日（火））  
夏の交通事故防止運動（平成20年7月11日（金）～平成20年7月20日（日））  
夏季の輸送安全総点検（平成20年8月1日（金）～平成20年8月7日（木））  
秋の全国交通安全運動（平成20年9月21日（日）～平成20年9月30日（火））  
年末年始自動車輸送安全総点検  
（平成20年12月10日（水）～平成21年1月10日（土））

## 5. 点呼立会い指導

平成20年4月1日（火）・6日（日）・7日（月）・8日（火）・9日（水）・10日（木）  
11日（金）・12日（土）・13日（日）・14日（月）・15日（火）・23日（水）  
5月1日（木）・7日（水）・28日（水）・7月8日（火）・11日（金）・13日（日）  
14日（月）・15日（火）・16日（水）・18日（金）・19日（土）・8月6日（水）  
14日（木）・9月21日（日）・22日（月）・24日（水）・25日（木）・26日（金）  
29日（月）・30日（火）・12月10日（水）・11日（木）・12日（金）・16日（火）  
17日（水）・19日（金）・21日（日）・24日（水）・25日（木）・29日（月）  
30日（火）・31日（水）・平成21年1月1日（木）・4日（日）・5日（月）  
6日（火）・7日（水）・8日（木）・9日（金）・10日（土）に代表取締役、安全管理担当取締役および、本社役付き社員による、各営業所の朝の出庫時の点呼立会い指導を実施し、「点呼方法の指導」および「アルコール検査の指導」を行った。

## 6. 宿泊先における点呼立会

- ① 平成20年4月11日（金）、河口湖にて代表取締役、安全管理担当取締役と総務部次長による、宿泊先での点呼立会指導を実施し、「事故防止教育」・「飲酒運転防止教育」を行った。
- ② 平成20年9月26日（金）、三保にて代表取締役、安全管理担当取締役と総務部次長による、宿泊先での点呼立会指導を実施し、「事故防止教育」・「飲酒運転防止教育」を行った。
- ③ 平成20年10月27日（月）、鬼怒川にて代表取締役、安全管理担当取締役と総務部長による、宿泊先での点呼立会指導を実施し、「事故防止教育」・「飲酒運転防止教育」を行った。
- ④ 平成21年1月13日（火）、草津にて代表取締役、安全管理担当取締役と総務部次長による、宿泊先での点呼立会指導を実施し、「事故防止教育」・「飲酒運転防止教育」を行った。

## 7. 「安全方針」の唱和

本社においては、毎朝「安全方針」3項目を全員で唱和し、営業所においては、出庫時の対面点呼において毎日1項目ずつ唱和している。

## 8. 平成20年度目標の達成状況について

目標	発生件数	備考
有責重大事故 ゼロ	0件	自動車事故報告規則第2条に規定する事故
車内事故防止	1件	車内人身事故
飲酒運転の防止	0件	乗務前後のアルコール検査を実施

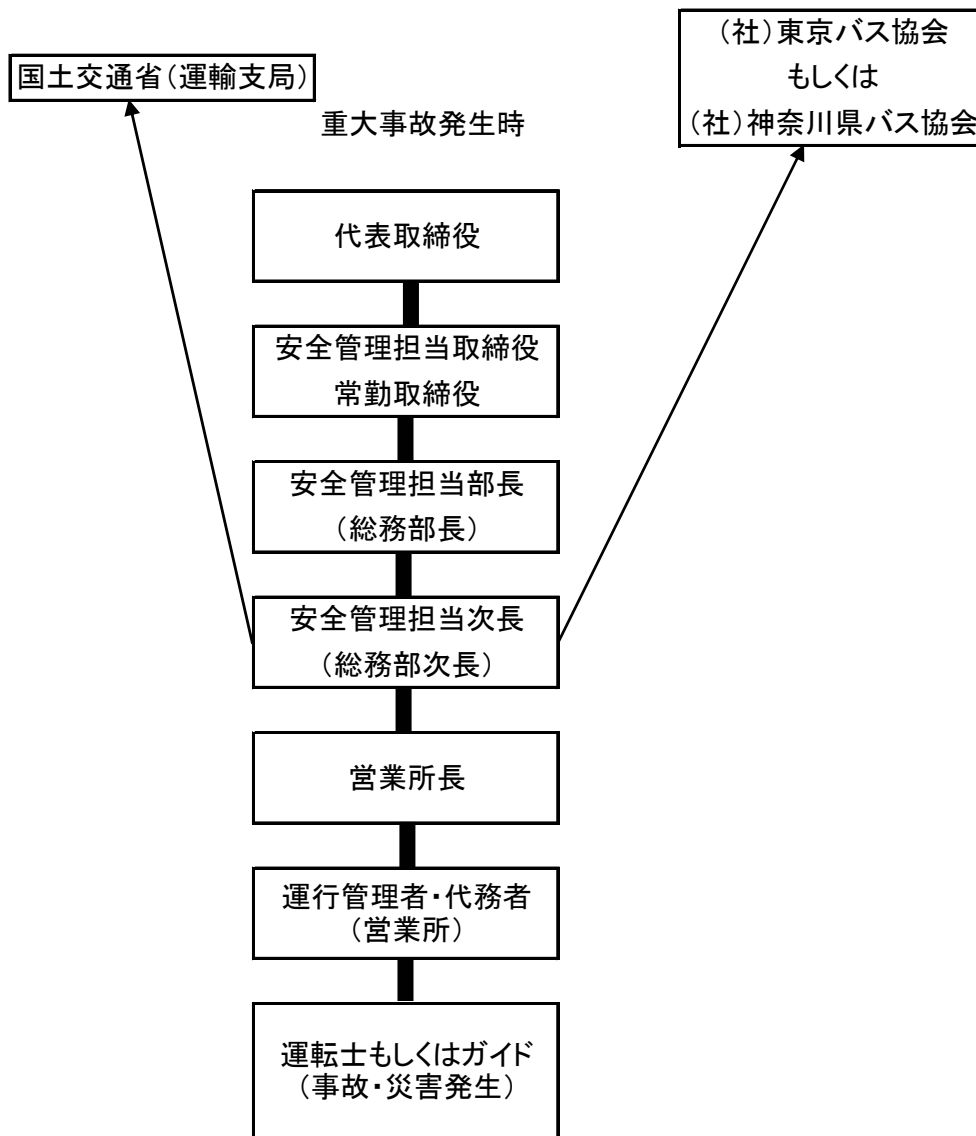
## 9. 平成20年度発生事故統計

	発生件数	前年度発生件数	備考
重大事故	0件	0件	自動車事故報告規則第2条に規定する事故
軽微事故	9件	19件	有責事故
車両故障	8件	4件	自動車事故報告規則第2条に規定する車両故障

安全管理体制組織図

別紙 1

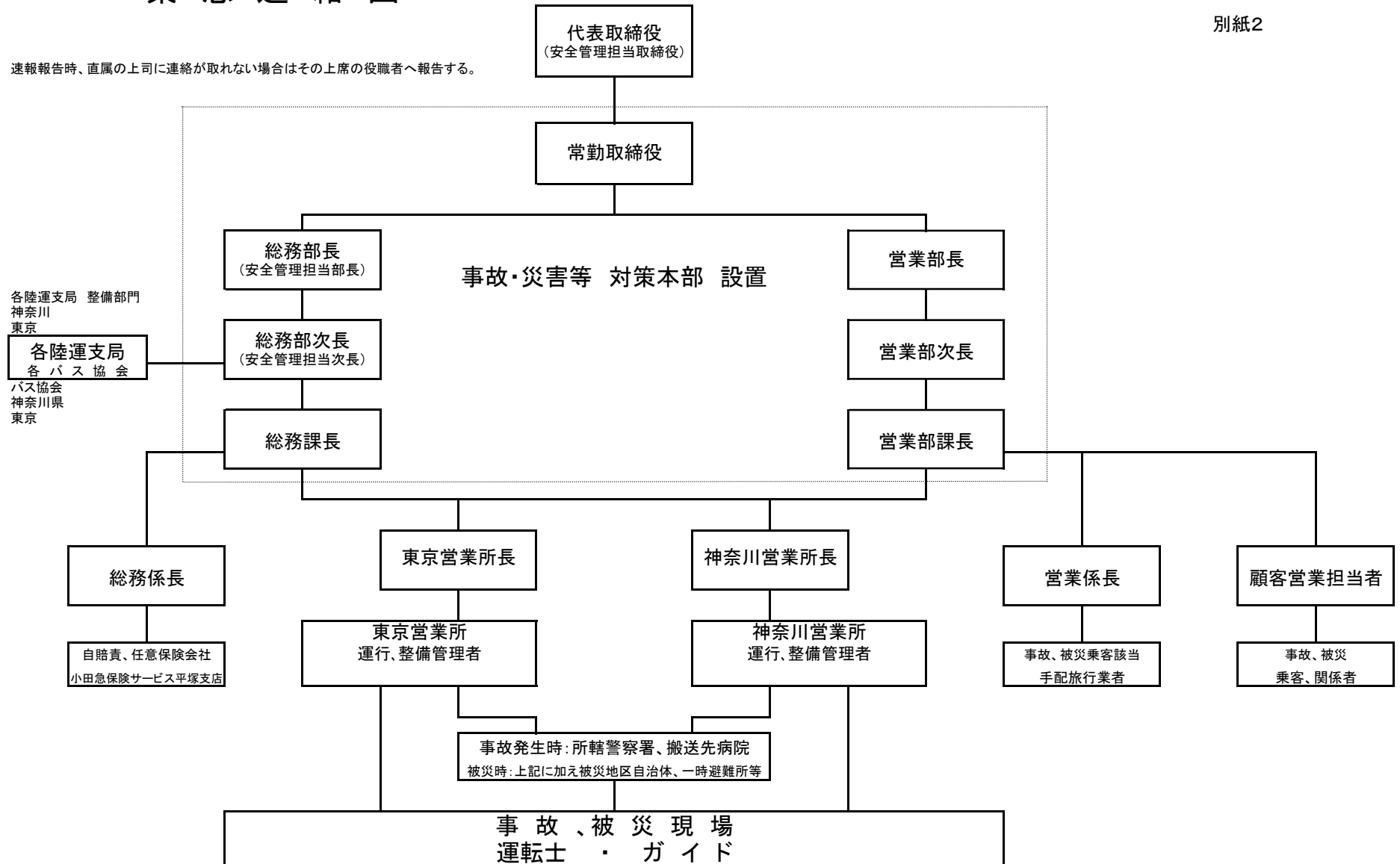
- ◎ 本社勤務時間内は、本社へ連絡
- ◎ 本社勤務時間外もしくは休祝日は携帯へ連絡



(緊急連絡先名簿省略)

# 緊急連絡図

速報報告時、直属の上司に連絡が取れない場合はその上席の役職者へ報告する。



## 神奈中観光株式会社安全管理規程

### (目的)

第1条 この規定（以下「本規定」という。）は、道路運送法（以下「法」という。）第22条の2第2項の規定に基づき、神奈中観光株式会社（以下「当社」という。）の輸送の安全を確保するために遵守すべき事項を定め、もって輸送の安全性の向上を図ることを目的とする。

### (適用範囲)

第2条 本規定は、当社の旅客自動車運送事業に係る業務活動に適用する。

### (代表取締役等の責務)

第3条 代表取締役は、輸送の安全の確保に関する最終的な責任を負う。

- 2 代表取締役および常勤取締役は、輸送の安全の確保に関し、予算の確保、体制の構築等必要な措置を講じる。
- 3 代表取締役および常勤取締役は、輸送の安全を確保するための業務の実施および管理の状況が適切かどうかを常に確認し、必要な改善を行う。

### (輸送の安全に関する基本的な方針)

第4条 代表取締役および常勤取締役は、輸送の安全の確保が当社の事業経営の根幹であることを深く認識し、社内において輸送の安全の確保に主導的な役割を果たす。

- 2 代表取締役および常勤取締役は、現場における安全に関する声に真摯に耳を傾けるなど現場の状況を十分に踏まえつつ、全従業員に対し輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底させる。
- 3 当社は、輸送の安全に関する計画の策定、実行、チェック、改善を確実に実施し、安全対策を不断に見直し、全従業員が一丸となって業務を遂行することにより、絶えず輸送の安全性の向上に努める。また、輸送の安全に関する情報については、積極的に公表する。

### (輸送の安全に関する目標の設定および計画の策定)

第5条 前条に掲げる方針に基づき、輸送の安全に関する目標（以下「目標」という。）を策定する。

- 2 前号に掲げる目標を達成するため、必要な輸送の安全に関する計画（以下「計画」という。）を策定する。

### (計画の着実な実施)

第6条 前条の目標を達成するため、計画を着実に実施する。

- 2 計画の実施状況については、四半期毎に事務所内に掲示するとともに、点呼等により全従業員に対し周知を図る。

### (輸送の安全に関する情報の共有および伝達)

第7条 代表取締役および常勤取締役は、現業従業員との双方向の意思疎通を十分に行うことにより、輸送の安全に関する情報が適時適切に社内において伝達され、共有されるように勤める。

- 2 現業従業員等が輸送の安全性を損なうような事態を発見した場合には、看過したり、隠蔽したりせず、直ちに関係者に伝え、適切な対処策を講じることができるよう

うにする。なお、率先して情報を伝達したものに対しては、自己の不利益になるような情報であってもマイナス評価は行わない。

(事故、災害等に関する報告連絡体制および指揮命令系統)

第8条 事故、災害等が発生した場合における報告連絡体制および事故、災害等発生後の対応についての指揮命令系統は、別紙1の「安全管理体制組織図」および別紙2の「緊急連絡図」に定めるところによる。

(輸送の安全に関する教育および研修)

第9条 第5条第1項の目標を達成するため、必要となる人材育成のための教育および研修に関する具体的な計画を策定し、着実に実施する。

(安全に関するチェック・業務改善に関する事項)

第10条 安全管理の実施状況等について、少なくとも1年に1回以上、輸送の安全に関するチェックを行う。また、重大な事故、災害等が発生した場合には、緊急にチェックを行う。

- 2 前項のチェック結果等を踏まえ、輸送の安全の確保のために必要な方策を検討し、是正措置又は予防措置を講じる。
- 3 悪質な法令違反等により重大事故を起こした場合においては、安全対策全般又は必要な事項において現在よりも更に高度の安全確保のための対策を講じる。

(情報公開等に関する事項)

第11条 輸送に関する基本的な方針、目標および当該目標の達成状況、報告規則第2条に規定する事故に関する統計（総件数および類型型の事故件数）について、毎年度公表する。

- 2 事故発生後における再発防止対策等、行政処分後に輸送の安全の確保のために講じた改善状況について国土交通省に報告した場合には、速やかに公表する。

(輸送の安全に関する記録の管理等)

第12条 輸送の安全に関する基本的な方針、目標、計画およびチェックの結果その他の輸送の安全に関する情報の記録および保存の方法を定め、保存する。

この規定は、平成19年3月1日より施行し、平成18年10月1日から適用する。